



平成19年3月26日

各 位

会 社 名 モロゾフ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川喜多 佑一  
(コード番号 2217 東証・大証第1部)  
問合せ先 代表取締役副社長 松村 有芳  
(TEL. 078-822-5000)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年4月26日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の公告方法につき、周知性の向上および手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、事故その他の不測の事態に備え、予備的な公告方法も同時に定めるものであります。(変更案第5条)

株主の皆さまの便宜を図るため、単元未満株式の買増制度を採用することとし、規定を新設するものであります。(変更案第11条)

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことにより、次のとおり変更するものであります。

- 1) 定款に定めがあるとみなされた事項について、当該規定の新設および変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条、第12条)
- 2) 単元未満株式の権利の範囲を明確にするため、規定を新設するものであります。(変更案第10条)
- 3) 株主総会参考書類等の一部につき、周知性の向上を図るため、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるように規定を新設するものであります。(変更案第17条)
- 4) 株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、当該規定を変更するものであります。(変更案第19条)
- 5) 書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるように規定を新設するものであります。(変更案第25条)
- 6) 会社法にあわせた用語および引用条文の変更等を行うものであります。  
その他全般にわたり、構成の整理、表現の変更、字句の修正および条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年4月26日(木)
定款変更の効力発生日	平成19年4月26日(木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社はモロゾフ株式会社と称し、英文を用いるときは Morozoff Limited と称する。</p> <p>(事業の目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>菓子及び菓子原料の製造販売、輸出入</li><li>喫茶店並びに飲食店の営業</li><li>食品並びに雑貨の製造販売、輸出入</li><li>雑酒の輸入、卸売、小売</li><li>不動産の売買、賃貸借</li><li>各種保険代理業</li><li>前各号に付帯する一切の事業</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を神戸市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は12,000万株とする。但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>モロゾフ株式会社</u>と称し、英文を用いるときは Morozoff Limited と称する。</p> <p>(事業の目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>菓子および菓子原料の製造販売、輸出入</li><li>喫茶店ならびに飲食店の営業</li><li>食品ならびに雑貨の製造販売、輸出入</li><li>雑酒の輸入、卸売、小売</li><li>不動産の売買、賃貸借</li><li>各種保険代理業</li><li>前各号に付帯する一切の事業</li></ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を神戸市に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>取締役会</li><li>監査役</li><li>監査役会</li><li>会計監査人</li></ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li><li>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li><li>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当て</li></ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の種類)  第8条 当社が発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(名義書換代理人)  第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。  当社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)  第10条 当社は毎年1月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  前項のほか必要がある場合は、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</p> <p>(株式取扱規定)  第11条 当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>第3章 株主総会  (招集)  第12条 定時株主総会は毎年2月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。  株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長が招集する。但し、取締役会長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会</p>	<p>を受ける権利  4.次条に定める請求をする権利  (単元未満株式の買増請求)  第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。  買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)  第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株式取扱規定)  第13条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第3章 株主総会  (招集)  第14条 定時株主総会は、毎年2月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。  株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長が招集する。ただし、取締役会長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>(議長)</p>	<p>(議長)</p>
<p>第13条 株主総会の議長は取締役会長がこれに当り、取締役会長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>第16条 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当り、取締役会長が欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>第14条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項の規定に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第16条 当会社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第17条 取締役は株主総会において選任する。取締役の選任には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>取締役の選任は累積投票によらない。</p>	<p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第18条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。</p>	<p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(役付取締役)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p>
<p>第19条 当会社は取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第20条 当社は取締役会の決議をもって代表取締役を定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第21条 取締役会の招集通知は会日の2日前に各取締役及び各監査役にこれを発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p><u>第22条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第23条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第24条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。但し、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残存期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第25条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第26条 監査役会の招集通知は会日の2日前に各監査役にこれを発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算日)</p> <p><u>第27条 当社の営業年度は毎年2月1日より翌年1月31日までとし、1月末日を決算日とする。</u></p> <p>(利益配当金及び中間配当金)</p> <p><u>第28条 利益配当金は毎年1月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u> <u>当社は取締役会の決議により毎年7月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金(商法第293条ノ5の規定する金銭の分配をいう。以下同じ)を支払うことができる。</u></p>	<p>定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p><u>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第30条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p><u>第31条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当および基準日)</p> <p><u>第32条 当社は、毎年1月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間)  第29条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(中間配当および基準日)  第33条 当社は、毎年7月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)  第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>

以 上